

## 桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務一般競争入札実施要項

毎月1回発行する市の広報紙（広報「わかざくら」）及び桜井市が運営するホームページへの広告掲載業務に係る一般競争入札については、桜井市契約規則（昭和44年3月20日桜井市規則第3号）及び関係法令に定めるもののほか、本実施要項によるものとします。

入札に参加する者は、別に定める桜井市広告料収入事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、桜井市広告料収入事業広告掲載基準、令和8年度桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

### 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務
業務内容	毎月1回発行する市の広報紙（広報「わかざくら」）及び桜井市ホームページに掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・広告取扱業者は、仕様書記載の支払計画に基づき、市へ広告料を納入する。</li><li>・広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。</li><li>・市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。</li></ul> その他詳細は、仕様書による。
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
業者選定方法	一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のいずれにも該当しない事業者であること。

- (1) 市税及び国税（桜井市外の事業者にあっては国税）を滞納している者
- (2) 桜井市の入札参加停止期間中である者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
  - ア 桜井市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 桜井市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が桜井市と契約を締結すること又は桜井市との契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、桜井市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
オ 正当な理由がなく桜井市との契約を履行しなかった者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

### 3 申請書配布期間及び場所

- (1) 配布期間  
令和8年1月16日（金）午前9時から2月4日（水）午後5時まで

- (2) 配布場所  
桜井市ホームページからダウンロード  
ホームページアドレス <https://www.city.sakurai.lg.jp/>

### 4 入札参加申請に関する事項

- (1) 提出書類  
入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）  
イ 会社概要（様式自由）  
ウ 業務実績調書（第2号様式）  
エ 誓約書（第3号様式）  
オ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあっては、次の書類

- ① 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
② 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
③ 次の納税証明書

（i）桜井市内の事業者

#### 【法人の場合】

市税：滞納がない証明書[桜井市税務課収納管理係で取得]

国税：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書（その3の3またはその3）[本社・本店の所在地を管轄する税務署で取得]

#### 【個人の場合】

市税：滞納がない証明書[桜井市税務課収納管理係で取得]

※代表者が桜井市外居住の場合は、居住地が発行する「市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書」

国税：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない納税証明書（その3の2またはその3）[代表者の居住地を管轄する税務署で取得]

(ii) 桜井市外の事業者

【法人の場合】

国税：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書（その3の3またはその3）[本社・本店の所在地を管轄する税務署で取得]

【個人の場合】

国税：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない納税証明書（その3の2またはその3）[代表者の居住地を管轄する税務署]

(2) 提出期限

令和8年2月4日（水）必着

(3) 提出方法

持参もしくは簡易書留郵便（いずれの方法も提出期限必着のこと。）

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで受付

(4) 提出場所

〒633-8585

桜井市大字栗殿432番地の1 桜井市役所3階市長公室行政経営課

(5) 提出部数

各1部

※提出書類は、返却しませんのでご了承ください。

※桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者は、本入札に係る書類の印鑑に、使用印鑑届の届け出印を使用し、資格者でないものは、(1) 提出書類のオ①に登録された印鑑をご使用ください。

(6) 入札参加者の決定通知

令和8年2月6日（金）に入札参加資格者に決定通知を発送します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

※入札参加決定後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（第5号様式）を2月13日（金）までに行政経営課まで持参又は郵送してください。

5 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、質疑書（第4号様式）に質疑内容を記入のうえ、件名を「桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務」としファックスするか、桜井市ホームページ当該入札情報ページ下部お問い合わせフォームに同等の内容を記載し提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、ファックス送信後に桜井市市長公室行政経営課までファックスを送信した旨の電話連絡を必ず行ってください。

(1) 受付期限

令和8年1月28日（水）午後5時必着

(2) 提出先

桜井市市長公室行政経営課

(3) 質疑に対する回答

令和8年1月30日（金）正午までに桜井市ホームページで公表します。

#### （4）その他

他の入札参加者に関する情報、その他業務の実施に必要がないと判断される質問は受け付けません。また、回答に対する再質問も受け付けません。

### 6 入札及び開札に関する事項

#### （1）入開札の日時

令和8年2月18日（水）午後1時入札。入札締切り後、直ちに開札。

#### （2）入札及び開札の場所

桜井市役所4階第3会議室

#### （3）入札方法

持参入札とします。入札書は封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」「桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務」の文字、封筒裏面に業者名等を記入してください。（【別紙1】封筒の様式参考）

入札金額は、広報紙「令和8年5月号から令和9年4月号までの12回分」と市ホームページ「令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間分」の広告掲載料の総額とし、消費税を含まない金額で千円単位とします。落札者の決定方法は、市が定めた入札予定価格以上で最高の価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とします。なお、上記の金額が同一の場合はくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退する事はできません。また、1回目の入札で予定価格に達せず落札者がいない場合は、合計3回まで入札を行うものとします。

#### （4）落札者の決定の保留等

落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するため、当該落札者の決定を保留する場合があります。

### 7 入札保証金に関する事項

桜井市契約規則第6条第2号に該当する場合は、免除します。

### 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### （1）入札参加資格のない者のした入札

#### （2）郵便、電報又はファックス等による入札

#### （3）代理人による入札で委任状の提出がないもの

#### （4）入札書に入札金額、業務件名の表示又は記名押印を欠く入札

#### （5）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

#### （6）同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札

#### （7）入札金額を訂正した入札

#### （8）入札書の日付が入札日でない入札

#### （9）その他入札に関する条件に違反した入札

### 9 入札に関する注意事項

#### （1）入札者は、実施要項並びに仕様書を熟読のうえ入札してください。

- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
- (4) 代理人が入札する場合、必ず入札前に委任状（第6号様式）を提出し、入札用封筒は必ず代理人の印鑑で封印してください。
- (5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由によりこの入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取り止めます。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。
- (6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
- (8) 再入札は2回を限度とします。再入札が起り得ますので入札書は3枚用意してください。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（第5号様式）を提出してください。

## 1.0 契約準備期間

入札において落札した事業者は、契約締結前から掲載広告募集等の業務を開始しなければなりません。掲載広告募集等の業務において第三者に損害を与えたときは、落札業者の負担により損害の賠償を行うものとします。ただし、その損害の発生が桜井市の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りではありません。また、市の令和85年度予算において、広告掲載に係る本市事業が議会の承認を得られなかったときは、契約を締結しないものとし、入札も無効とします。事業者は、それを了承したうえで入札に参加してください。

## 1.1 その他

- (1) 契約保証金については、桜井市契約規則第27条第3号又は同条第9号に該当する場合は、免除します。
- (2) 過去の広告主の情報については、落札者決定後に提供します。
- (3) 過去の広報紙の提供はありませんので、桜井市ホームページ等で確認してください。
- (4) 本実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び桜井市契約規則によります。
- (5) 問い合わせ先

〒633-8585

桜井市大字栗殿432番地の1 桜井市市長公室行政経営課

電話0744-42-9111（内線1263） FAX0744-42-2656

## 封筒の様式

(表)

入札書 桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務
--------------------------------

(裏)

印	印	印
業者名及び代表者名		

※押印は届出印で行うこと。なお、代理人が入札する場合は、必ず代理人氏名を記入し、代理人の印鑑を使用すること。